

議案第73号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月25日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、
「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中
「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の50」
を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.
5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100

33	234,700	330,000	377,700	409,400
34	236,600	332,000	379,500	410,600
35	238,500	334,100	381,200	411,800
36	240,500	336,100	382,600	413,000
37	242,500	337,700	384,000	414,100
38	244,400	339,500	385,300	415,100
39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100
41	250,500	344,700	389,000	418,000
42	252,400	346,400	390,200	418,900
43	254,500	348,100	391,400	419,800
44	256,500	349,700	392,400	420,600
45	258,700	351,100	393,200	421,400
46	260,500	352,600	394,100	422,100
47	262,300	354,100	395,100	422,800
48	264,500	355,600	396,100	423,400
49	266,400	357,000	396,900	424,100
50	268,600	358,400	397,700	424,800
51	270,900	359,700	398,500	425,400
52	273,000	361,100	399,300	425,900
53	275,000	362,400	400,000	426,400
54	277,000	363,700	400,800	427,000
55	279,200	364,900	401,600	427,500
56	281,300	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400

再任用職員以外の職員

69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	

105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			

141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			
149	375,500			
150	375,900			
151	376,300			
152	376,700			
153	377,000			
154	377,400			
155	377,800			
156	378,200			
157	378,600			
158	379,000			
159	379,400			
160	379,800			
161	380,200			
162	380,600			
163	381,000			
164	381,400			
165	381,700			
166	382,100			
167	382,400			
168	382,800			
169	383,200			
再任用 職員	229,400	268,200	291,300	330,300

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、3月1日」を削り、「第29条まで」を「第30条まで」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

第30条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、」を削り、「同項」を「第30条第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和4年4月1日

(2) 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和4年12月1日

3 第1条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定

を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 略	第30条 略
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の132.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の122.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」と、「 <u>100分の132.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の50</u> 」と、「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」とする。
4～7 略	4～7 略

第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)

第27条 期末手当は_____、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

07.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の127.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中_____

「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

6及び7 略

12.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の65」とする。

4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」

とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、

「支給日」とあるのは「支給日（同項_____に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

6及び7 略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（896円、0.24%）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。									
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.05	1.025	2.075	1.05	1.025	2.075	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>
	12月期	1.10	1.025	2.125	1.10	<u>1.125</u>	<u>2.225</u>	<u>1.20</u>	<u>1.075</u>	<u>2.275</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-
	合計	2.40	2.05	4.45	2.40	<u>2.15</u>	<u>4.55</u>	2.40	2.15	4.55
	管理職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.85	1.225	2.075	0.85	1.225	2.075	<u>1.00</u>	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>
	12月期	0.90	1.225	2.125	0.90	<u>1.325</u>	<u>2.225</u>	<u>1.00</u>	<u>1.275</u>	<u>2.275</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	-	-	-
	合計	2.00	2.45	4.45	2.00	<u>2.55</u>	<u>4.55</u>	2.00	2.55	4.55
	再任用職員（※）の支給月数									
	現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.60	0.50	1.10	0.60	0.50	1.10	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	<u>1.20</u>	
12月期	0.65	0.50	1.15	0.65	<u>0.55</u>	<u>1.20</u>	<u>0.675</u>	<u>0.525</u>	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	
合計	1.35	1.00	2.35	1.35	<u>1.05</u>	<u>2.40</u>	1.35	1.05	2.40	
再任用管理職員（※）の支給月数										
	現行			第1条による改正 (令和4年度の支給月数)			第2条による改正 (令和5年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.50	0.60	1.10	0.50	0.60	1.10	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	<u>1.20</u>	
12月期	0.55	0.60	1.15	0.55	<u>0.65</u>	<u>1.20</u>	<u>0.575</u>	<u>0.625</u>	1.20	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	-	-	-	
合計	1.15	1.20	2.35	1.15	<u>1.25</u>	<u>2.40</u>	1.15	1.25	2.40	
※ 令和5年度にあつては、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）										
施行期日等	1 第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和4年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和5年4月1日から施行する。									